

松山家庭裁判所委員会議事概要（第41回）

1 日時

令和6年2月22日（木）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

馬越吉章、奥田春、小倉健嗣、武智俊和、福田修久、松本浩平、宮本美枝、
村瀬洋朗（五十音順、敬称略）

（2）事務担当者

中儀香織（首席家庭裁判所調査官）、中矢公司（首席書記官）、佐伯直哉（事務局長）、渡邊正彦（総務課長）、服部元喜（次席家裁調査官）、京田晴美（主任家裁調査官）、清水誠（主任書記官）、後藤彩花（家裁調査官）

4 議事（■委員長、○委員、●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）委員長選任

（3）テーマ「家裁におけるデジタル化の進展について」に関する協議

ア テーマに関して説明者が説明及び模擬ウェブ調停の実演を行った。

イ 質疑応答及び意見交換

■ 本日のテーマについて各委員から御意見を伺いたい。

○ 先ほどの説明でウェブ調停を行ったのが3件あると言われていましたが、実際にウェブ調停を行ってみて、調停委員は、当事者の方とのコミュニケーションや距離感などリアルにお会いしたときと違うか変わらないのか、どのように感じているのかお聞きしたい。

● 調停委員の感想としては、画面で顔を見てやれるのは良い、対面で調停をするのとそれほど遜色はないというものでした。従前は、電話会議を利用してお

り、音声のみで相手の様子が分かりませんでした。非言語情報であるものが見られるというのは大分違うという感想を聞いています。

■ 特に困ったという話はないということですか。

● はい。

○ 質問ですが、双方が裁判所に来ている際にも、合意がない限り基本的には、別々に話を聞くのでしょうか。また、調停委員は、男女1人ずつが基本なのでしょうか。

● 調停委員会の基本的な方針として、片方ずつお話をお伺いすることになっています。次回までの準備事項を確認する際には、同席する場合がありますが、同じ空間にいることに拒否反応を示す方もいますので、基本的には、別々にお話を伺うこととなります。調停委員の構成については、男女のペアで行うのがほとんどです。

○ 会社内でもコロナを受けて、Teams や Zoom によるウェブ会議が打合せを含めて普通に日常的に行われるようになりました。そこに何かストレスがあるかという点、ほぼありません。ですので、いろいろなリスクがあるにせよ積極的に活用していくべきではないかと思います。また、感情的になる場面では、ウェブであれば距離感があるので有効な手段ではないかと思います。2月から3件経験されたということですが、円滑な運用に資すると思いますので使っていたらと思います。

■ 裁判官の中には、同席でやるべきだという考えの人が一部いましたが、主流にはありませんでした。

○ 2月から3件ウェブ調停を行ったということですが、全体の割合としてはどのくらいなのかという点と、どのような案件でウェブ調停を行うことになったのか背景事情を教えてください。また、先ほどの模擬の中で、双方裁判所に出頭しないと調停を成立させることができないという説明がありましたが、せっかくウェブで行っているのに、そのまま完結させるのがいいのではないかと

と素人ながら思うのですが、制度上の話として何か背景があるのか教えてください。

- 具体的な数字は用意していませんが、割合からするとかなり少ないと言えます。事情としては、2月9日から始まったばかりということもありますし、当事者本人の方の利用環境を整えていただくところが難しいということがあります。これから順次声掛け等をして、利用できる案件では、積極的に活用していきたいと思っています。利用した3件は、代理人が県外にいる場合でした。調停は、相手方の住所地を管轄する裁判所で行うのが原則ですので、遠方の方が申立人になっている場合など従前から電話会議を利用していたものについて、ウェブでの手続を御案内して実施している状況です。先ほどの模擬調停は、離婚調停を題材にしていたましたが、遺産分割などあらゆる調停で利用できます。
- 今後はウェブでも離婚調停を成立させられるようになりますが、法律上、今のところは成立まではできません。なお、調停は、離婚調停に限らず遺産分割や養育費支払などいろいろな種類があり、現状、離婚については、身分行為に関わる重要な内容なので慎重に意思確認をしなければならないということで、ウェブで離婚調停を成立させることができないこととなっていますが、その他の調停では電話会議やウェブで調停を完結させることができます。
- 大学では、コロナの影響を受けて、Teams や Zoom を使ったウェブ会議が主流になってきて、今は対面に戻りましたが、出席する側からすると、どこにいても出席できるということで、とても便利だと感じていました。一方、コミュニケーションが希薄になるという意見もあります。例えば、ウェブ会議の場合、会議が終了したら退席するだけですが、対面の場合は、その場に残ってこれからの打合せであったり、関係のない内容の話をするすることがあり、それが案外次につながり、関係を築いていくことにつながっていくのですが、その辺が薄れていくのではないかと言われています。この点がウェブ調停ではどうなのかなと思っています。例えば、同じ部屋で話していれば、調停が終わった後も世間話

的なものがあり、そこからその人の人となりというものが分かったりすると思います。また、その人の服装であったり身に着けているもの、仕草などいろいろな情報が得られるのではないかと思います。その辺りのことで実際にウェブ調停を行い、思ったことがあればお聞かせください。

● 関与した調停委員が多くないことから、多くの感想を聴取することができていませんが、今後実績を積む中でそういった話が出てくる可能性があると考えております。また、模擬では、双方ウェブで参加する形でしたが、一方が裁判所に出頭して行う場合もあり、得られる情報の差というものが出てくる可能性もありますが、今後検討していくことになると考えております。

■ 例えば、同僚との間でのウェブ会議、つまりある程度気心の知れた者同士の場合と、そうでない初対面あるいは学生と先生との間など、それほど気心が知れていない間でのウェブ会議では、違いがあるのでしょうか。

○ 質問への答えになるかどうか分かりませんが、コロナ禍の間、カウンセリングや会議でウェブ会議を利用していましたが、ウェブですと相手側が1人で受けているのか、どういう状況で受けているのか分からないため、守秘義務の問題があると聞いています。また、対面でないと、言葉にならない言葉を共有することが難しいと感じています。

○ ウェブ上で激昂して中断したり、最後まで調停を続けてくれないという人がいることは想定されているのでしょうか。

● 事務処理について検討している際に話題になりました。最終的にどの調停をウェブでやるかどうかを決めるのは調停委員会になりますが、今お話のありましたようなことが懸念される事案においては、来庁を促すのが基本ではないかと思います。また、大丈夫だろうということで実施していた際に中断等が生ずれば、次回以降は来庁していただくこともあろうかと思ひますし、しばらくして電話で様子を確認して続行可能かどうか検討するなど、事案ごとに対応することになると考えます。

- ウェブ調停の場合、録画ができますよね。記録が残る点が心配です。また、利用事件が3件と少ないのは、利用環境が整っていないのではないかと、あるいは、スキルによって取っ付きにくいのではないかとということが想像されます。ここからは、余談ですが、今、学校教育では、G I G Aスクール構想で一人一台のタブレットが配布されています。実際、コロナ禍においては、朝の会などでZoomを利用していました。離れているときには、とても便利なツールだと思いますので今回の取組はすごく賛成で、積極的に導入すべきだという思いです。ですが実際に集まり始めたとき、効果的に活用する方法が学校教育の中で議論になっています。もう一つは、生成A Iについての議論もあります。例えば、作文を書いてと入力すると瞬時に作文ができてしまいます。また、本人かどうかも分からない場合も起こります。I C Tの技術を使うことは便利だと思いますが、その進歩についていけないと怖い部分もあると感じています。
- 録音録画の禁止については、各調停室や待合室に録音録画、写真撮影の禁止の注意喚起文書を掲示しております。また、ウェブ調停を実施する際には、初回実施前にウェブ調停におけるルールを記載した書面を交付し、担当書記官から口頭で注意事項をお伝えし、事情聴取を始める前に調停委員からも説明するようにしております。ただ、録音録画の機器が小型化されていますので、画面の向こうで密かに録画等されていても確認しようがないので、そういう疑いがある場合には、直ちに中断し、評議を行って続行するかどうか調停委員会で判断していくこととなります。
- 裁判所に出頭できる場合でもウェブを使うのかという点については、危害防止という点では利用すると思います。
- 最初に調停を案内するときに、選択肢としてウェブというものがあると説明しているのか、まずは来ていただくよう案内し、遠隔地などの事情があればそれを考慮しウェブを案内するというふうになっているのか、どのような案内をしているのかお聞かせください。

- 積極的に電話会議やウェブ会議の利用を進めるというスタンスではありませんが、遠方などの事情により電話会議やウェブ会議を利用したいという希望がありましたら検討するようにしています。そして、本人確認の点ですが、初回からウェブ会議に参加している場合は、本人かどうかの確認が難しいことから、初回は最寄りの裁判所に出向いてもらい、そこで職員に本人確認書類を提示して電話会議で行い、2回目以降はウェブ会議を利用するという方法があり、個々の事案により調停委員会が判断して実施することになります。
- Cisco Webex を使うということですが、Teams や Zoom がよく使われているので、汎用性があるという点で言えばそういったアプリが使われるのかなと思いますが、Cisco Webex にした理由をお聞かせください。
- 導入の経緯は、承知しておりません。
- これまで行った3件につき、利用者の年代とかどういったことが決め手となってウェブ調停を行うことになったのかお聞かせください。
- 実施した事案は、すべて代理人がついているものでして、本人の自宅からというものはありません。ただ、今後予定されているものには、本人の自宅からというものもありますので、順次拡大しているところです。今回の事案は、養育費の事件や離婚の調停等でしたが、代理人がついていて、代理人のみが事務所から出席したり、代理人と本人が遠方であったことから代理人事務所とウェブでつないで実施したりしました。
- 今後予定しているもので、本人の年代等紹介できるものはありますか。
- 全件を把握しているわけではありませんが、婚姻費用分担の調停で相手方が県外で今まで電話会議で進めていたのをウェブに切り替える予定のものがあります。この方は、年齢が40代半ば、事務職でWebexの利用経験があるということでした。ほかに、ウェブ調停が妥当ということで本人に打診したところ、20代の女性でしたが、そういうものは苦手ということで拒まれたという案件もあったようです。

○ ウェブ調停は、接触を避けるという意味において非常に優れていると思います。また、電話会議より顔が見えるのでいいと感じました。ただ、対面でないとは分からない、画面越しでは伝わらない情報があり、調停は、お互いの気持ちを寄せて行って調停成立に持っていくもので調停委員への信頼が大事であることから、ウェブで対面と同じようにできるのか、調停の成立率が気になるところです。逆に相続人同士が争っていて顔を会わせたくないという場合は、ウェブの方が話しやすいということもあるかと思しますので、状況を見ながら慎重に運用していただきたいと思います。

○ 調停委員に対して、機器の操作研修など行ったのでしょうか。

● 操作の説明会や研修を数回行いました。また、マニュアルも用意しており、実施した3件の調停委員からは、意外とスムーズに行えて良かったという感想をもらっています。

(4) 次回テーマについて

■ 次回のテーマの検討に移りたいと思います。

○ 前回の委員会で頭出しをさせていただきましたが、私が子供の権利と法教育委員会に所属しており、以前、成年年齢の引き下げの議題になったときに、法教育の話が出ていましたので、家庭裁判所での法教育の取組について検討いただけたらと思います。

■ 例えば、どの辺りの年齢をターゲットにするとか、目安のようなものはありますか。

○ 小学校、中学校、高校と、大学も含めてもかまいませんが、社会に出る前の学生に向けたものをイメージしています。

■ 他の委員の方から提案がなければ、このテーマにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(賛同)

■ それでは、次回のテーマは「家裁における法教育の取組について」とさせてい

ただきます。

(5) 次回期日について

令和6年6月28日(金) 午後1時30分